

「高齢者の相談窓口」を 市内4か所に設置しています

市では、高齢者のみなさんが住みなれた地域や自宅で安心して暮らせるように、医療や保健、介護、福祉などについて、様々な悩みごとや心配ごとについての相談に応じる「高齢者の相談窓口」を市内4か所に設置しています。ぜひ、お近くの相談窓口をご利用ください。

対象 市内に在住の高齢者、およびその家族
相談方法 下記の相談窓口のいずれかに電話
※直接、来所いただいての相談も可能です。

■加東市地域包括支援センター ☎43-0431
8時30分～17時15分
(火曜日のみ 8時30分～19時15分)

■滝野支所(はびねす滝野内) ☎48-0800
8時30分～17時15分

■東条支所(とどろき荘内) ☎46-0911
8時30分～17時15分

■加東市民病院 院内相談窓口 ☎42-5523
8時30分～17時15分

※いずれの相談窓口も、土曜日、日曜日、祝日を除く平日のみ相談可能です。

☎地域包括支援センター(高齢介護課内)
担当:西村真希 ☎43-0431



設計士と直接話しながらつくる家
住みやすくて、
「大人カッコイイ」家づくり。

＼ 実例多数掲載中！ /
www.yoriken.com

ヨリフジ建設 検索

ヨリフジ建設株式会社
〒673-1415 加東市下久米1044番地
☎0120-01-8511

Instagram 情報更新中!

広告

マイナンバーカード 申請・受取休日窓口

12月13日(日)8時30分～12時

マイナンバーカードを交付申請する方の証明写真撮影や書類作成をお手伝い！
また、申請手続きをされ、個人番号カード交付通知書・電子証明書発行通知書兼照会書(以下、受取案内はがきといいます)を受け取られた方のためのカード受取窓口も併せて開設します。

令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになりますよ！

窓口開設場所

市民協働部市民課

カードの交付申請について

下記の①～③の書類を持参ください。

①本人であることが確認できる書類
※有効期間内のものに限りです。

下記の[A]1点、または[B]2点のいずれか

- [A]公的機関発行の顔写真付のもの
例運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード
[B]公的機関発行の顔写真無のもの
例健康保険証、介護保険証、年金手帳

※住民基本台帳カードをお持ちの方は、持参ください。

②マイナンバー通知カード、または個人番号通知書
※マイナンバーが記載された紙製のもの

③印鑑(スタンプ印不可)

カードの受取りについて

上記の①、②、③と受取案内はがきが必要です。

12月17日(木)、29日(火)～令和3年1月3日(日)はコンビニ等での証明書交付サービスを利用いただけません。

☎市民協働部市民課(庁舎1階)
担当:澤田哲 ☎43-0390

マイナンバーカードでキャッシュレス決済をお得に

マイナポイントとは、お好みのキャッシュレス決済サービス(以下、決済サービスといいます)でチャージやお買い物をすると、ご利用額に応じて、最大5,000円相当が決済サービスのポイントとして還元されるものです。ご利用には以下の手続きが必要です。

STEP1 | 予約・申込み

予約・申込みは、お持ちのスマートフォンやパソコンのほか、全国に設置されている支援端末で手続きいただけます。また、予約・申込みの手続き時に、還元を受けたい決済サービスを選択いただけます。手続き方法や利用いただける決済サービス等の詳細は、マイナポイント特設サイト、マイナンバー総合フリーダイヤルで確認いただけます。

※商工観光課でマイナポイントの予約・申込みをお手伝いしています。

持ち物 ①マイナンバーカード、②キャッシュレス決済側で登録した際に発行された決済サービス、およびセキュリティコードが分かるもの

※予約・申込みには、マイナンバーカードの受取時に決めていただいた暗証番号(4桁)が必要です。暗証番号が分からなくなった場合は、再設定することができますので、マイナンバーカード、および本人であることが確認できる書類をお持ちのうえ、市民課にお越しください。

マイナポイント事業
https://bit.ly/2YRSkWm



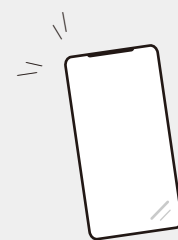
マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178 ※平日:9時30分～20時 土曜日、日曜日、祝日:9時30分～17時30分
※12月28日(月)～令和3年1月3日(日)を除きます。

STEP2 | ポイント還元！

令和3年3月末までのお買い物やチャージに対し、25%相当のポイントを還元されます！

※還元ポイントは、最大で20,000円相当の利用額に対し、最大5,000円相当です。

還元を受けるには、STEP1で選択した決済サービスでチャージやお買い物をするだけ！ポイントとして還元される時期は決済サービスごとに異なります。詳細は、決済サービスを運営している企業等にお問い合わせください。



マイナンバーカードの申請はスマートフォンで楽々！

マイナンバーカードは、①郵便、②証明用写真機、③パソコン、④スマートフォンで申請いただけます。特に、④のスマートフォンでの申請は、自宅でも簡単にできるマイナンバーカードの申請方法です。

スマートフォンでの申請方法

- 顔写真を撮影する。
- 個人番号カード交付申請書(※)に掲載されているオンライン申請用QRコードを読み取る。
- 表示された申請用WEBサイトでメールアドレスや連絡用の名前を登録する。
- 登録いただいたメールアドレスに申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、①で撮影した顔写真を登録し、必要事項を入力する。

※マイナンバーカードをお持ちでない方に、国から順次、QRコード入りの個人番号カード交付申請書が届きますので、スマートフォンでの申請にご活用ください。



マイナンバー総合サイト
https://www.kojinbango-card.go.jp

マイナンバーカードの発行について ☎市民協働部市民課(庁舎1階) 担当:澤田哲 ☎43-0390
マイナポイントについて ☎産業振興部商工観光課(庁舎3階) 担当:新地翔太 ☎43-0531